

## 予定価格の事後公表のモデル的試行に係る実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小坂町が発注する建設工事について、予定価格の事前公表を行わず、事後公表のみとするモデル的試行（以下「モデル的試行」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。

### (対象工事)

第2条 モデル的試行の適用対象工事は、町が発注する建設工事から選定する。

### (入札公告等)

第3条 契約担当者は、モデル的試行の適用対象工事を発注するにあたり、請負対応額に基づき小坂町建設工事入札制度実施要綱（平成7年11月1日施行）に定める指名審査会の審議を経て、入札参加資格を決定し、設計図書等の閲覧等を行う。

- 2 契約担当者は、あらかじめ、当該工事においてこの要綱に基づくモデル的試行を適用することを入札広告等において告知しなければならない。

### (再度の入札)

第4条 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合において、再度の入札は2回までとする。

### (その他)

第5条 モデル的試行の適用対象工事には、建設工事等競争入札事務の取扱い（平成7年11月1日施行）第4の2の2の(2)は適用しない。

- 2 モデル的試行の適用対象工事では、入札事務の取扱い第21の2の(3)の規定中、「最低制限価格」を「最低制限価格または調査基準価格」に、また、「入札した者」を「入札し、失格となった者」に、それぞれ読み替える。

### 附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年5月2日以降に入札閲覧等を行う工事から適用する。